

令和2年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第247回定例会

7月29日開会

7月29日閉会

第 247 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 2 年 7 月 29 日 (水曜日)

出席議員(18名)

1番	小川正人君	2番	佐久間儀郎君
3番	渡邊誠君	4番	星守夫君
5番	村山一夫君	6番	齋藤英之君
7番	管原研治君	8番	村上満君
9番	佐藤貴久君	10番	丸山勝利君
11番	遠藤実君	12番	佐藤洋治君
13番	高橋たい子君	14番	平間奈緒美君
15番	眞壁範幸君	16番	神崎安弘君
17番	菊池修一君	18番	一條功君

説明のため出席した者

理事長	滝口茂君	理事長職務代理者	大友喜助君
理事	山田裕一君	理事	村上英人君
理事	小関幸一君	理事	齋清志君
理事	大沼克巳君	理事	小山修作君
理事	保科郷雄君	助役	岩間利裕君
教育長	船迫邦則君	監査委員	佐藤長壽郎君
会計管理者	水戸卓司君	総務課長	阿部和之君
企画財政課長	向山恒雄君	滞納整理課長	佐藤誠記君
介護保険課長	八重樫孝幸君	業務課長	阿部直樹君
消防長	村上雅浩君	次長	佐々木保方君
管理課長	半澤正勝君	警防課長	向山政克君
指令課長	加藤修一君	教育次長	加藤雅章君
業務課長補佐	佐藤貴之君		

事務局職員出席者

事務局長	大内豊君	書記	小針久美子君
------	------	----	--------

議事日程

令和2年7月29日(水) 午前10時開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 副議長の選挙
 - 第5 諸報告
 - 第6 第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号））
 - 第7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - 第8 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
 - 第9 第9号議案 監査委員の選任について
 - 第10 第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について
- 午前10時58分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

諸報告

第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第7号））

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

第9号議案 監査委員の選任について

第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

午前10時 開会

○議長（小川正人君） おはようございます。（「おはようございます。」の声）

これより、第247回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御承知願います。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議はあらかじめお配りしました議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（小川正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、蔵王町並びに川崎町議会議員の改選に伴い、組合同規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、5番村山一夫君、6番齋藤英之君、15番眞壁範幸君、16番神崎安弘君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。

3月6日付けで蔵王町議会議長となられました、村山一夫君でございます。

○5番（村山一夫君） よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（小川正人君） 蔵王町議会選出の、齋藤英之君でございます。

○6番（齋藤英之君） 齋藤でございます。よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（小川正人君） 4月6日付けで川崎町議会議長となられました、眞壁範幸君でございます。

○15番（眞壁範幸君） 眞壁です。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（小川正人君） 川崎町議会選出の、神崎安弘君でございます。

○16番（神崎安弘君） はい。神崎です。どうぞよろしく申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番渡邊誠君、12番佐藤洋治君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

○議長（小川正人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（小川正人君） 日程第4、これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

副議長の選挙に当たり、選挙の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○10番（丸山勝利君） 議長。

○議長（小川正人君） 10番、丸山勝利君。

○10番（丸山勝利君） 動議を提出いたします。副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長（小川正人君） ただ今、丸山勝利君から、副議長の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によることの動議が提出されました。

この動議に、御異議ございませんか。（「異議なし」の声）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によらねたいとの動議は可決されました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○10番（丸山勝利君） 議長。

○議長（小川正人君） 10番、丸山勝利君。

○10番（丸山勝利君） 動議を提出いたします。指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私から御指名申し上げることをお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） ただ今10番丸山勝利君から、指名権を与えてほしいとの動議が提出されました。この動議に、御異議ございませんか。（「異議なし」の声）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

よって、指名の方法は、10番丸山勝利君に指名権を与えることについての動議は可決されました。

それでは、10番丸山勝利君、副議長の指名をお願いいたします。

○10番（丸山勝利君） それでは、指名権を与えていただきましたので、御指名を申し上げます。

副議長に、11番遠藤実君を推薦いたします。よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） ただ今、10番丸山勝利君から副議長に11番遠藤実君との指名がありました。

お諮りいたします。ただ今指名されました、11番遠藤実君を副議長の当選人と定めることに、賛成の方は起立願います

起立総員であります。

よって、11番遠藤実君が副議長に当選しました。

ただ今、副議長に当選された11番遠藤実君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨、告知をいたします。

11番遠藤実君、登壇の上、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（遠藤実君） 一言、就任の挨拶を述べさせていただきます。ただ今、副議長選挙に当たり、議員各位の深い御理解のもと、御推挙をいただき、副議長に就任させていただくことになりました、村田町議会議長の遠藤実でございます。就任いたしました以上は、議員各位の御指導をいただきながら、自ら研さんを深め議長を補佐し、広域行政の抱える諸課題に対し、誠心誠意取り組んで参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。心から感謝を申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第5 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第5、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に説明のありましたように、蔵王町並びに川崎町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、3月23日付けで齋藤英之君、5月11日付けで神崎安弘君が、それぞれ指名選任したので御報告申し上げます。

続いて、先の蔵王町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員長が空席となっておりましたが、去る7月22日の議会運営委員会におきまして、大河原町選出議員の丸山勝利委員が選任されております。

これに伴い空席となった議会運営委員会副委員長には、角田市選出議員の星守夫委員が選任されましたので報告いたします。

続いて、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第247回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました歳王町及び川崎町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました、歳王町の村山一夫議員及び齋藤英之議員、並びに川崎町の眞壁範幸議員及び神崎安弘議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして就任のお祝いを申し上げます。

また、ただ今副議長となられました 遠藤実副議長には、併せまして御就任のお祝いを申し上げます。今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

行政報告といたしまして、職員の懲戒処分についてであります。

はじめに、営利企業への従事等の制限義務違反に伴う職員の懲戒処分についてであります。

本件は、匿名の通報により発覚したもので、柴田衛生センターに勤務する男性主任技能員58歳が平成26年頃から本年6月までの間、土日に角田市内の農場でアルバイトを行い、月平均で5、6万円の報酬を得ていたものであります。

また、過去においても運転代行などのアルバイトを行い、報酬を得ており、違反行為であることを認識した上で、本行為を行ってきたものであります。

この行為は、地方公務員法第38条第1項に規定される営利企業等の従事制限違反であり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員として、その職の信用を傷付け、職全体の不名誉となる行為であります。

このことから、かかる事件の再発防止を期す意味から厳罰をもって対処するため、助役を会長とする職員分限懲戒審査会からの答申を受け、本年7月13日付けで停職2か月の処分とし、あわせて、管理監督者であります柴田衛生センター所長、業務課長及び総務課長に対し、指導監督不行き届きにより、文書による嚴重注意処分としたものであります。

圏域住民の信頼を損ねたことに対し、深くおわび申し上げますとともに、職員の職務倫理、服務規律の遵守を徹底し、再発防止に万全を期したいと考えております。

次に、先の議会定例会において御報告しておりました宮城県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕された職員に対する懲戒処分についてであります。

当時、大河原消防署に勤務していた消防司令補 ●●●●が、本年2月13日木曜日、午前1時29分頃、仙台市内の量販店において20代女性のスカート内をスマートフォンで撮影したとして宮城県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕されました。その後起訴され、2月21日に罰金30万円の略式命令を受け、裁判については結審いたしております。

この職員が行った行為は、社会に与えた影響も大きく、倫理性が要求される公務員とし

し、10月組合議会定例会にこの修繕計画に係る補正予算を計上し、御審議をお願いする予定としておりますので、よろしく願いいたします。

次に、昨年10月に発生した台風第19号令和元年東日本台風に伴う災害対応状況などについてであります。

はじめに、災害廃棄物の処理についてであります。

圏域内で発生した大量の可燃性災害廃棄物につきましては、仙南クリーンセンターにおける焼却処理及び組合が登米市の協力を得て行う広域処理並びに構成市町が県内外の自治体などの協力を得て行う広域処理により処理してまいりました。

本年6月末までに仙南クリーンセンターや多目的広場等に搬入された約6,300トンの家財系の可燃混合物などの災害廃棄物につきましては、仙南クリーンセンターにおいて約5,200トンを焼却処理し、残り約1,100トンにつきましては、本年2月3日から4月24日までに登米市旧クリーンセンターに搬入しその焼却処理をお願いしたものであります。

これによりまして、家財系の可燃混合物などの災害廃棄物の処理は完了し、残すところは家屋解体などに伴う災害廃棄物の処理のみとなっております。

現在、仙南クリーンセンターにおきまして、それらの災害廃棄物を1日当たり約20トン受け入れ、焼却処理を行っているところであります。

今後の処理の見込みについてであります。構成市町におきまして家屋解体などに伴う災害廃棄物の量を改めて推計することとしておりますが、仙南クリーンセンターにおける焼却処理によりまして、今年度内に完了できる見通しとなり、当初の完了予定であった令和4年2月から、大幅に短縮できる見込みとなったところであります。

これもひとえに、広域処理の調整に御尽力いただきました国及び宮城県並びに災害廃棄物の処理を受け入れていただきました登米市をはじめとする県内外の自治体などの御協力のたまものであり、この場をお借りしまして、感謝申し上げる次第であります。

当組合といたしましても、早期の災害廃棄物の処理完了に向け、今後とも構成市町と連携を図りながら、万全の体制で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和元年東日本台風により被害を受けた衛生処理施設への対応状況についてであります。

はじめに、仙南最終処分場での土砂崩れに係る応急対策工事及び本復旧に係る詳細設計につきましては、本年3月末までに終了し、5月から本復旧工事に着手しているところであります。

また、あぶくま斎苑の北側に隣接する丸森町林道の法面が崩落した災害につきましては、専門業者による詳細設計が7月末までに終了し、早急に本復旧工事に着手する予定としており、両施設とも、今年度末には本復旧工事が完了する見込みとなっております。

次に、角田消防署丸森出張所庁舎災害復旧事業の完了についてであります。

令和元年東日本台風により床上浸水の被害を受け、使用不能となりました角田消防署丸森出張所につきましては、丸森町の御厚意によりまるもりふるさと館の2階部分を借用し、消防業務を行ってまいりましたが、出張所庁舎に係る工事の部分引き渡しを受け、本年3月18日から同出張所において業務を再開いたしております。

また、令和元年度組合一般会計補正予算第5号により追加いたしました浸水対策工事につきましては、令和元年度内の完成が見込めないことから予算の繰越しを行い施工しておりますが、太陽光発電蓄電池設備などに係るかさ上げ工事が終了し、本年6月30日に災害復旧事業が全て完了いたしましたので御報告申し上げます。

これもひとえに、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、感謝申し上げる次第であります。

今後とも、当該出張所を拠点とし、更なる地域防災の推進を図るとともに、住民の負託に応えてまいる所存であります。

次に、令和元年東日本台風による災害出動中に冠水した道路に侵入し、走行不能となった角田消防署の普通消防ポンプ自動車についてであります。本年6月19日にエンジンの交換が終了し、同月22日から運用を開始しております。

近年、地球温暖化の影響もあり、豪雨による災害が毎年のように発生しているところでありますが、二度とこのような事故を起こさないよう、安全管理を確実に行之、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、柴田斎苑建替整備事業に係る地元対策事業として、村田町に対し財政支援しておりました岡寄門ふれあいセンターが完成し、去る7月12日に落成・開所式が行われましたので、御報告申し上げます。

今後、このふれあいセンターが、地元行政区の防災と地域振興の拠点として御活用されますこと、心より御祈念申し上げます。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第28期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業であります。本年度も第28期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に団員の募集を行いました。

本年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校措置などにより、小学校においても夏季休業期間の短縮や年間行事等の変更など多大な影響があり、応募がないことも懸念されましたが、2名の児童が新たに入団することとなりました。

第26・27期生と合わせ33名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、新型コロナウイルスの感染予防対策をとりつつ活動を開始したところであります。

9月までの基礎レッスン期間中は、様々な機会を捉えて団員の募集を行ってまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御報告いたします。

日程第6 第8号議案 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第7号))

○議長(小川正人君) 日程第6、第8号議案、専決処分の承認を求めることについて、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第7号を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 議案書の5ページをお開き願います。

第8号議案、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第7号につきまして、令和2年3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分した補正予算の内容としましては、令和元年東日本台風による災害廃棄物の処理事業及び被害を受けた組合施設の災害復旧事業に要する経費の繰越明許費補正を行ったほか、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の補助率が2分の1から10分の8にかさ上げされましたことから、事業費の財源更正を行ったものであります。

早急に令和元年度内に補正予算を編成し対応する必要があり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(小川正人君) 続いて、詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長(向山恒雄君) それでは、理事長の命によりまして、第8号議案の詳細説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

専決処分書になります。令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものでございます。専決処分日は、令和2年3月31日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和元年度予算書(3月補正)をお願いいたします。こちらの1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正したものでございます。

はじめに、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,409万3,000円を減額し、補正後の予算総額を74億9,031万5,000円といたしましたものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ・3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。10ページ・11ページお願いいたします。

はじめに、歳入予算でございます。

上段3款1項、国庫補助金では、仙南最終処分場に係る災害復旧事業において、事業費が減額となる一方、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付要綱の改正に伴い、補助率が2分の1から10分の8にかさ上げされたことから、8,384万3,000円を増額としたものでございます。

中段6款1項、基金繰入金では、今回の補正の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金33万6,000円を減額としたものでございます。

下段9款1項、組合債では、災害復旧事業費の減額に加え、国庫補助金の増額により、財源更正を行ったことから、災害復旧債1億3,760万円を減額としたものでございます。

12ページ・13ページお願いいたします。歳出予算でございます。

上段4款2項、清掃費では、財政調整基金積立金として1,226万7,000円を増額としたものでございます。

これは、仙南最終処分場の法面等復旧調査設計委託の一部が、起債対象事業と認められたことから、外部財源の確保が図られたため、起債相当額の一般財源を財政調整基金に積立てしたものでございます。

下段は、9款災害復旧費になります。9款1項、保健衛生施設等災害復旧費では、あぶくま斎苑に係る調整池付近法面等復旧調査設計委託の契約執行残、2万円を減額としたもので、充当財源の更正では、地方債10万円を減額し、繰入金8万円を増額としたものでございます。

次に、9款2項、廃棄物処理施設災害復旧費では、仙南最終処分場の法面等応急対策工事等に係る事業費6,586万9,000円を減額としたもので、充当財源の更正では、国庫補助金8,384万3,000円を増額としたことにより、地方債1億3,700万円、繰入金44万5,000円をそれぞれ減額としたものでございます。

次に、9款3項、消防防災施設庁舎災害復旧費では、丸森出張所に係る庁用備品購入の契約執行残、47万1,000円を減額としたもので、充当財源の更正では、地方債50万円を減額し、繰入金2万9,000円を増額としたものでございます。

恐れ入ります、前に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。

4款2項の災害廃棄物処理事業及び9款2項の仙南最終処分場災害復旧事業につきましては、年度内の完了・完成が困難と見込まれたことから、繰越明許費として、それぞれの表に記載の金額を新たに計上したものでございます。

5ページお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。

変更といたしまして、災害復旧事業に係る事業費の減額及び廃棄物処理施設の復旧事業

に係る国庫補助金の増額などの理由により、起債額1億3,760万円を減額といたしましたことから、既定の地方債の限度額を記載のとおり変更したものでございます。

以上が、専決処分いたしました令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第7号の詳細説明でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第8号議案、専決処分の承認を求めることについて、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立総員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小川正人君） 日程第7、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、令和元年東日本台風による災害廃棄物処理事業及び施設等の災害復旧事業に係る4事業の経費、総額19億550万5,000円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、報告第1号の詳細説明を申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。繰越計算書の一番下の欄の合計欄を御覧ください。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計におきまして、繰越明許を設定し、令和2年度に繰越しをいたしました事業は、全部で4事業、繰越額の総額は、繰越明許費より2万円少ない19億550万5,000円となったものでございます。

繰越しの財源内訳につきましては、既収入特定財源が 627 万 5,000 円、未収入特定財源のうち、国庫支出金が 9 億 1,985 万 8,000 円、地方債が 2 億 3,470 万円、市町負担金が 7 億 4,362 万 7,000 円であります。

なお、この市町負担金につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助裏分、いわゆる地方負担分でございます。災害対策債及び特別地方交付税見合い分の市町負担金となります。

最後に、一般財源といたしまして 104 万 5,000 円となったものでございます。

次に、繰越事業の内訳について、御説明いたします。

はじめに、4 款 2 項、清掃費になりますが、これは令和元年東日本台風災害によって発生した災害廃棄物の処理に係る経費となります。

翌年度への繰越額は、14 億 3,462 万 9,000 円で、繰り越しいたしました財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、9 款、災害復旧費になります。

まず、1 項、保健衛生施設等災害復旧費では、あぶくま斎苑に係る復旧事業で、5,498 万円を、2 項、廃棄物処理施設災害復旧費では、仙南最終処分場に係る復旧事業で、3 億 9,046 万 3,000 円を、3 項、消防防災施設災害復旧費では、丸森出張所に係る復旧事業で、2,543 万 3,000 円を、それぞれ令和 2 年度に繰り越したものでございます。

なお、9 款災害復旧費の各項ごとの繰越額に係る財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で、報告第 1 号を終わります。

日程第 8 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小川正人君） 日程第 8、報告第 2 号、事故繰越し繰越計算書について、報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第 2 号、事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳出予算のうち、大河原消防署のオーバーライダー補修工事に係る経費 121 万円を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、報告第2号の詳細説明を申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合事故繰越し繰越し計算書について御説明申し上げます。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計におきまして、令和2年度に事故繰越しをしました事業は、5款1項消防費、大河原消防署に係るオーバースライダー補修工事1事業でございます。

翌年度繰越額は、支出負担行為額と同額の121万円であり、繰越し事業に係る財源は、全額が一般財源でございます。

なお、事故繰越しとなりました理由でございますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、作業員の確保が困難な状態が続き、工事部品の製作に遅滞が生じたことから、履行期間を延長する必要があったため、避け難い事故として、事故繰越しを行ったものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

日程第9 第9号議案 監査委員の選任について

○議長（小川正人君） 日程第9、第9号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤長壽郎君の退席を求めます。

[監査委員 佐藤長壽郎君 退場]

ここで、暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午前10時44分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（小川正人君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第9号議案、監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 議案書の7ページをお開き願います。

第9号議案、監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の監査委員として、識見を有する者のうちから選任されておりました佐藤長壽郎君は、本日、7月29日をもって任期満了となりますが、再び監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、人格高潔にして行政全般にわたり精通しておられる方で、現在、丸森町の代表監査委員としてその任にありますので、当組合監査委員として最適任であると存じます。

なお、監査委員としての任期は、本年7月30日から4年間となります。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第9号議案、監査委員の選任については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、監査委員の選任に同意されました佐藤長壽郎君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

〔監査委員 佐藤長壽郎君 入場〕

○監査委員（佐藤長壽郎君） ただ今、監査委員に選任いただきました、丸森町代表監査委員の佐藤長壽郎でございます。よろしく申し上げます。貴重な時間をお借りいたしまして、一言御挨拶をさせていただきます。この度、再任ということでございますけれども、この責任の重さを痛切に感じておるところでございます。これまでの経験をいかしまして、議会選出の平間監査委員とともに、組合運営に監査を行っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

日程第10 第10号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

○議長（小川正人君） 日程第10、第10号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第10号議案、普通消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、白石消防署に配備されている普通消防ポンプ自動車は、取得後16年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障を来す懸念が出始めたことから更新

するものであります。

今回、取得しようとする車両には、容量が 600 リットルの小型水槽と圧縮空気泡消火装置を装備しており、少量の水で消火する能力を有し、水利不足の現場においても消火活動能力の向上が図られるものであります。

当該車両は、緊急消防援助隊に登録している車両の更新であることから、起債の充当率が高く、元利償還金に対し、交付税措置がある緊急防災・減災事業債が適用となるものであります。

入札参加者につきましても、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全 10 者を指名し、地方自治法施行令第 167 条第 2 号の規定により、去る 6 月 22 日に入札会を行っております。

その結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格 4,565 万円をもって、6 月 26 日付けで物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）
討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 10 号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 247 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午前10時58分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和2年7月29日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川 正人

署名議員 渡邊 誠

署名議員 佐藤 洋治